

所得税等 確定申告のご案内

市民税・県民税申告相談会場では、確定申告書の作成(所得税の還付・納付)はできません。

所得税・消費税(個人事業者)・贈与税の 確定申告相談会

会場:九州電力株式会社 大分支店(金池町二丁目)

期間:2月16日(水)~3月15日(火)

土・日曜日、祝日は、
2月20日(日)・27日(日)のみ開設

受付時間:午前9時~午後4時

大分税務署による事前作成会

会場:九州電力株式会社 大分支店(金池町二丁目)

期間:2月7日(月)~9日(水)

受付時間:午前9時~午後4時

南九州税理士会大分支部による相談会

会場:九州電力株式会社 大分支店(金池町二丁目)

期間:2月10日(木)・14日(月)・15日(火)

受付時間:午前9時~午後3時

※会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。配布状況に応じて後日の来場をお願いします。

※税務署内には確定申告相談会場は開設していません。確定申告に関するお問い合わせは、会場の九州電力株式会社大分支店ではなく大分税務署へお願いします。

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

確定申告は電子申告で

確定申告は、パソコンやスマートフォンを使って、e-Tax(電子申告)によるデータ送信または印刷する方法をご利用ください。



確定申告書等作成コーナーはこちら▶

確定申告書を郵送する場合

大分税務署(〒870-8616 中島西一丁目1-32)へ。收受日付印が必要な人は、申告書の控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

大分税務署 ☎532-4171

自動音声案内→
1月14日(金)~

申告は郵便で

会場の混雑解消および感染症拡大防止のため、郵便での提出にご協力をお願いします。



ご自宅のパソコンで 市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます

市の公式ホームページ上で、源泉徴収票などの資料を見ながら収入や控除などを入力すると、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。データ送信はできませんので、印刷して提出してください。

詳細は市の公式ホームページで「申告書 作成」と検索してご覧ください。

申告書 作成

検索

市民税・県民税申告相談会場 受付時間:午前9時~午後4時

※確定申告書の作成(所得税の還付・納付)は行っていません。

会場	期間(土・日曜日、祝日を除く)
市役所第2庁舎6階大研修室	2月1日(火)~3月15日(火)*
大在市民センター 会議室	2月1日(火)・2日(水)
鶴崎市民行政センター 2階大会議室	2月8日(火)~10日(木)
大南市民センター 大会議室	
明野支所 2階大会議室	2月15日(火)~18日(金)
佐賀関公民館 2階研修室1・2	2月16日(水)~18日(金)
野津原市民センター 大会議室	2月22日(火)・24日(木)・25日(金)
植田市民行政センター 2階大会議室	3月1日(火)~4日(金)
坂ノ市市民センター 大会議室	3月8日(火)~10日(木)

* 市役所第2庁舎6階大研修室は午前8時30分~午後5時

●市役所、坂ノ市会場は、昨年と会場が異なります。

●会場内では手指の消毒、マスクの着用、入口での検温にご協力ください。また、発熱、せきなどの症状がある人のご来場はお控えくださるようお願いします。混雑具合によっては会場の外でお待ちいただくこともありますのでご了承ください。

申告書の提出先

前年の提出状況などを基に申告が必要と思われる人には、1月下旬に「令和4年度市民税・県民税申告書」を送付します。申告相談が必要でない人は、郵送または下記窓口を持参してください。

●市民税課(市役所第2庁舎3階)

●各支所(鶴崎・植田市民行政センターは各資産税事務所)

※郵送する場合は、市民税課(〒870-8504 荷揚町2-31)へ。(添付書類を返却希望される人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)

市民税課 ☎537-5729 ☎537-5730

申告が必要な人

※申告期限である3月15日(火)までに必ず申告してください。
(申告がないと行政サービスに支障をきたす場合があります。)



◎令和4年1月1日現在、市内に住み次のいずれかに該当する人

【令和3年中に収入があった人のうち】

- 営業等、農業、不動産、利子、配当、雑(公的年金等以外)などの収入があった人で、所得税がかからない人
- 給与・公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする人
- 給与支払報告書が市に提出されていない人
- 給与・公的年金等の収入があった人で、これ以外の収入があった人
(税務署への確定申告の必要がない20万円以下の所得でも市民税・県民税の申告は必要です。)

【令和3年中に収入がなかった人のうち】

- 親族の確定申告書、給与支払報告書(年末調整)などで扶養控除の対象になっていない人
- 市外に住む親族の扶養控除の対象になっている人
- 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一生計配偶者
(税務署への確定申告で配偶者を同一生計配偶者として申告している場合などは不要です。)

※所得税の確定申告をする人、給与・公的年金等の支払報告書が市に提出され、他の収入がない人、市内に住む親族の扶養控除の対象になっている人は、申告は不要です。

◎令和4年1月1日現在、市内に住んでいなかったが、市内に事務所、事業所、家屋敷のある人

申告に必要なもの

- 申告者の番号確認書類:マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など
- 申告者の本人確認書類:運転免許証、パスポート、健康保険証など
※マイナンバーカードをお持ちの人は、番号確認と本人確認が1枚でできます。
- 所得の計算に必要なもの(令和3年中の収入、事業経費に係るものに限ります。)

 - 給与所得者、年金受給者…源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など
 - 給与・年金以外の収入があった人…収入、必要経費が分かる帳簿や書類など

- 所得控除、税額控除の計算に必要なもの(令和3年中に支払ったものに限ります。)

 - 雑損控除…罹災証明書、災害などに関連して支出をしたことが分かる領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書など
 - 医療費控除…①医療費控除の明細書、保険者等が発行する医療費のお知らせ
②セルフメディケーション税制の明細書および健康診査などの取り組みを行った証明など
※控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。
※医療費控除は領収書のみでは適用できません。必ず支払った医療費などを集計した明細書を作成して添付してください。
 - 社会保険料控除…国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことが分かる領収書や証明書など
 - 障害者控除…令和3年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳など(コピー可)
 - 生命保険料控除…生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書
 - 地震保険料控除…地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書
 - 寄附金税額控除…道府県や市区町村、寄附先の法人などが発行する寄附金受領証明書など



市民税・県民税の 申告はお早めに!

申告期限

3/15(火)

申告は、市民の暮らしを支えていく大切な財源となる市民税・県民税の適正な課税を行うために必要な手続きです。また、国民健康保険、介護保険、各種給付金などのさまざまな行政サービスに反映される重要な資料となります。
なお、会場の混雑解消および感染症拡大防止のため、郵便での提出にご協力をお願いします。